

全原協令和6年度総会第二部 事前質問

自治体名 柏崎市 発言者名 市長 櫻井雅浩

(担当省庁) 経済産業省 資源エネルギー庁
原子力規制委員会 原子力規制庁
内閣府 (原子力防災)

(提出意見)

それぞれのご担当の皆さんには個別にこの数年申し上げてきたことであるが、エネルギー問題という国全体に関わる非常に重要な課題であるので、敢えて皆さんと新潟の実情を共有する。

① 経済産業省 資源エネルギー庁に対して

東京電力柏崎刈羽原発は柏崎市、刈羽村に電力を供給していない。基本的に首都圏に送電するためのものである。当地の電力供給は東北電力からである。よって経済的、財政的な恩恵を被る立地自治体はともかくも、UPZ自治体などはリスクだけ背負わされていると考えている。

核燃料税は新潟県税 (年間約47億円) であり、20%が立地自治体 (柏崎市16、刈羽村4)、80%が県内他28市町村に使われているはずだが、その使途が明らかにされず立地自治体以外の納得感に乏しい。

加えて、福島の新潟県でもある新潟県は福島事故の当事者である東京電力に対し、近年の不始末を含め信頼が薄い。また、元日の地震、志賀原発立地の石川県・能登半島における地震による甚大な被害は同じ日本海側、北信越に含まれる新潟県にとってみれば原子力災害を想起させている。実態は原子力災害ではなく激甚たる自然災害、一般災害であったにも関わらず、である。

こういった状況の中で敢えて問題提起する。

地元合意、事前了解なるシステムは法治国家としてはおかしい。**私たち原発立地自治体は慣例的にそのシステムを使い、様々な要求を行い、実現してきたが、近年UPZ自治体からのものも含め、行き過ぎているのではないだろうか、前時代的ではなかろうか。**もちろん、今もその「権利」を使っている私が申し上げるのは矛盾もあり、誠に恐縮であるが。

法的に認められているにもかかわらず事業が進まず、自治体が様々な理由をもって「事前了解」を引き延ばすかのような行為は、そもそも「安全協定」「事前了解」

「地元合意」など法的位置づけがないものに拘束され、標準処理期間を定めた「行政手続法」の観点からも合理的ではなく、二重三重におかしい。

「引き延ばし」が本来運転することによって得られる電力会社の利益を棄損することになるとき、株主代表訴訟ということになる可能性も危惧している。

また、立地自治体である柏崎市や刈羽村とUPZ圏内自治体を含む新潟県の認識、考えが乖離しているという実態がある。立地自治体以外の自治体が抱く原発に対する漠然たる不安、事業者に対しての不信については理解できるところもある。しかし、国の根幹をなすエネルギー政策、また環境施策としての原子力の重要性を鑑みる時、県や立地自治体以外の自治体に対しての理解活動、安全施策の推進に国には今まで以上の努力を期待したい。

その上で申し上げる。

知る限りにおいて原発を有する世界各国において、法的裏付けのない「安全協定」、地元合意、事前了解に基づく施策展開が求められているのは日本だけであると承知している。

安全協定の位置づけ、地元合意、事前了解についてどのように考えるか？今後どのようにあるべきと考えるか？

② 原子力規制委員会 原子力規制庁に対して

原発の安全性の確認は最終的に国、つまり原子力規制庁、規制委員会のみができるものとする。福島事故を見るまでもなく、電力事業者と国のみが責任を負うことができるのであって、都道府県や市町村が担えるものではない。

しかるに、現在、規制庁、つまり国が法を根拠として認めたものを新潟県が法を根拠とせず「確認する」という作業を行っている。おかしい印象、もしくは都道府県、今の場合は新潟県が責任を担わされる可能性への危惧を持つが、「確認される立場」の規制庁としての見解を敢えて求める。

また、規制庁が最終判断する前に都道府県の懸念事項などを事前に照会し、それらへの回答を含めた審査結論として導くことはできないのか。

③ 内閣府（原子力防災）に対して

原子力災害時の避難道路、航路等の整備、確保、除雪、また一時避難施設などの整備に関しては原子力災害対策特別措置法などの改正によって、国の責務として明確に位置づけ、財源も国交省道路予算などと別枠で確保されるべきものである。内閣府として各原子力立地地点の実効性ある避難計画を担保するための避難道路の整備などに十分な予算確保がなされるべきではないか。声を上げるべきではないか。その意思を問う。